

# 早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーの 指定管理者候補者の選定について

## 1 施設概要

- (1) 名称 ハウステンボスマリーナ  
所在地 佐世保市ハウステンボス町 8 番 2 ほか
- (2) 名称 ハウステンボスハーバー  
所在地 佐世保市ハウステンボス町 7 番 8 ほか

## 2 指定管理者候補者

- 名称 ハウステンボス株式会社
- 代表者 代表取締役 澤田 秀雄
- 所在地 佐世保市ハウステンボス町 1 番地 1

## 3 選定経過

- (1) 申請団体 1 団体 (非公募)

### (2) 選定方法

- 第 1 回指定管理者選定委員会 (平成 22 年 10 月 6 日)  
委員長の選任並びに選定委員会の進め方、管理運営基準、審査基準の  
審議及び決定
- 第 2 回指定管理者選定委員会 (平成 22 年 10 月 27 日)  
書類審査、面接審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)、採点及  
び候補者の選定

### (3) 選定委員

| 区分  | 氏名    | 職名                 |
|-----|-------|--------------------|
| 委員長 | 高橋 和雄 | 長崎大学工学部教授          |
| 委員  | 脇田 安大 | 財団法人ながさき地域政策研究所理事長 |
| 委員  | 川崎 清廣 | 税理士                |
| 委員  | 當房 慶一 | 社団法人日本マリーナ・ビーチ協会理事 |

- (4) 選定結果 (100 点 × 4 名 = 400 点満点) 311 点  
審査基準及び採点結果は別紙 1 「審査基準及び採点結果」のとおり

### (5) 選定理由

事業計画について、公共マリーナ及び公共旅客施設等として安全・安心な利用や管理などの実施方法が具体的に示され、また利用の向上につながる方法も提案されるなど管理計画が優れており、かつコストについても、かつての運営体制よりも人員の効率化などの合理化を図り、削減に努めて

いる。これらを総合的に評価した。

( 6 ) 議事要旨  
別紙 2 「選定委員会議事要旨」のとおり

( 7 ) 事業計画書  
長崎県土木部港湾課で閲覧できます。

#### 4 今後のスケジュール

- ( 1 ) 平成 2 2 年 1 1 月定例県議会に議案提出  
( 公の施設の指定管理者の指定について )
- ( 2 ) 議決後、指定管理者として知事が指定
- ( 3 ) 指定管理期間 平成 2 3 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 6 年 3 月 3 1 日 ( 3 年間 )

#### 5 問い合わせ先

〒 8 5 0 - 8 5 7 0 長崎市江戸町 2 番 1 3 号 長崎県土木部港湾課  
電話 ( 0 9 5 ) 8 2 4 - 3 6 2 5 / F A X ( 0 9 5 ) 8 2 1 - 9 2 4 6  
E-mail [s08040@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s08040@pref.nagasaki.lg.jp)

## 早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー 指定管理者審査基準及び採点結果

| 事 項                      | 区 分                 | 配 点 | 評 価 の 観 点   | 満点×4 | 採 点 |
|--------------------------|---------------------|-----|---|------|-----|
| 1 施設の平等な利用を確保する方策        | 施設の平等な利用を確保する方策     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の公平かつ公正な利用が妨げられることのないような、利用の申込みの受付から利用の許可に至るまでの手続きが定められているか。</li> <li>個人情報の取得及び保管を適切に行うための具体的な方法が講じられているか。</li> </ul>  |      |     |
| (小 計)                    |                     |     | ( 適否 )  | -    | 適   |
| 2 施設の適正な管理運営             | 施設の設置目的への適合         |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理運営の基本方針が、施設の設置目的を十分踏まえたものになっているか。</li> <li>利用料金の設定が、近傍類似の施設と比べて適正か。</li> </ul>  |      |     |
|                          | 施設の適正な維持管理          |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設や設備の点検と診断、それに基づく状態の監視や消耗品の交換、修繕など、施設や設備を維持保全していくための方法が、県の要求水準を満たすものであるか。</li> <li>施設内の巡回や警備など、施設の安全管理の方法が、県の要求水準を満たすものであるか。</li> <li>施設内の清掃など、施設の衛生環境を維持していくための方法が、県の要求水準を満たすものであるか。</li> </ul>                        |      |     |
|                          | 利用者の行為に対する適切な対応     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>禁止行為や不適正な利用に対する具体的な対応策が講じられているか。</li> <li>利用者から要望や苦情が寄せられた際の対応が適切なものであるか。</li> <li>緊急時の体制や対応策、また関係機関への連絡方法が確立されているか。</li> <li>災害、事故を未然に防止するための対策が講じられているか。</li> </ul>  |      |     |
|                          | 施設の利用の促進            |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の広報について、具体的かつ効果的な方法が提案されているか。</li> <li>海洋性スポーツ及び海洋性レクリエーション活動を促進するための具体的な計画が提案されているか。</li> <li>地域の活性化に貢献することを目指した具体的な提案がなされているか。</li> <li>利用者へのサービスに対する自己評価及びそれを今後の利用促進に効果的にフィードバックしていくための手法が、具体的に提案されているか。</li> </ul> |      |     |
|                          | 自主事業への取り組み          |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利活用を促進するために必要な自主事業が提案されているか。</li> </ul>   |      |     |
| (小 計)                    |                     |     | ( 40 )  | 160  | 129 |
| 3 施設の管理運営経費の縮減           | 収支計画の妥当性            |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営に関する事業計画と整合した収入計画となっているか。</li> <li>管理運営に関する事業計画と整合した支出計画となっているか。</li> <li>人件費の設定に著しい不適切はないか。</li> <li>管理経費における県負担が適正であるか。</li> </ul>   |      |     |
|                          | 収入の確保と経費節減の方策       |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金収入及び自主事業収入の方策が適正かつ具体的であり、収入の確保が図られるものであるか。</li> <li>人件費及び維持管理費の積算並びに外部委託の内容が適正であり、経費節減が図られるものであるか。</li> </ul>  |      |     |
|                          | 経営の安定性              |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>経営状況が安定しているか。</li> </ul>   |      |     |
| (小 計)                    |                     |     | ( 30 )  | 120  | 88  |
| 4 施設の管理を安定して行う組織及び人員等の確保 | 組織及び人員などの運営体制の確保    |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営に関する事業計画と整合した運営体制となっているか。</li> <li>構成員の個々の役割や責任の所在が明確な運営体制となっているか。</li> </ul>  |      |     |
|                          | 専門職員の配置と効率的な運営体制の確立 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>有資格者や管理経験者など専門職員を適正に配置しているか。</li> <li>管理事務所の開所時間や人員配置等管理体制が確立しているか。</li> <li>各種苦情の処理、緊急対応、各種申請・届出の処理、違法行為の指導を効率的に行い得る運営体制となっているか。</li> </ul>   |      |     |
| (小 計)                    |                     |     | ( 30 )  | 120  | 94  |
| (合 計)                    |                     |     | ( 100 )   | 400  | 311 |

早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー  
指定管理者選定委員会 議事要旨

1 開催状況

第1回 平成22年10月 6日(水) 13時30分～16時00分

第2回 平成22年10月27日(水) 13時30分～17時00分

2 審議内容

【第1回 指定管理者選定委員会】

(1) 委員長の選任

委員の互選により委員長が選任された。

(2) 選定委員会の進め方の決定

第2回委員会において、書類審査、並びに申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委員による採点后、審議のうえ候補者を選定することが決定された。

(3) 施設の概要の説明

事務局より施設の概要について説明がなされた。

(4) 管理運営基準の審議

管理運営基準について審議が行われた。

(5) 審査基準の策定

審査基準が策定された。

【第2回 指定管理者選定委員会】

(1) 申請者の説明

事務局から、申請者は資格要件を満たしていることが報告された。

(2) 書類審査

申請者の事業計画書の内容について、審議が行われた。

(3) 面接審査

申請者のプレゼンテーション及び委員によるヒアリングがなされた。  
主な質疑内容は以下のとおり

利用料金収入の見通し、本体との経理区分の方法、人員配置、自主事業への取組みなど

(4) 審査及び採点

採点結果 別紙1のとおり

指定管理者候補者の選定及びその理由

(候補者) ハウステンボス株式会社

(選定理由) 事業計画について、公共マリーナ及び公共旅客施設等として安全・安心な利用や管理などの実施方法が具体的に示され、また利用の向上につながる方法も提案されるなど管理計画が優れ

ており、かつコストについても、かつての運営体制よりも人員の効率化などの合理化を図り、削減に努めている。これらを総合的に評価した。